

フランス初期商法上の決算財産目録の構造

— サヴァリー法典会計規定の研究 —

山添昌彦

目 次

I. 問題の所在

II. 商事王令上の財産目録の様式

III. 商事王令上の財産目録作成手続

IV. フランス初期商法上の決算財産目録の構造—問題の提起—

I. 問題の所在

わが国の商法における会計規定の由来、遠く1673年フランスの所謂「商業条例」における会計規定に遡るを得る。すなわち、わが国最初の商法たる1890年の公布の旧商法、これに替わる1899年公布の現行商法、いずれもその編別・内容においてフランス・ドイツの影響つよく¹、殊に現行商法は「編別・内容とともにドイツ旧商法に依っている」²といわれる。また、ドイツ旧商法すなわち「普通ドイツ商法典 (Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch)」³の1861年にフランス商法典 (Code de Commerce) を範として制定され⁴、さらにこのフランス商法典その規定内容とするところをルイ14世の1673年「商事条例 (Ordonnance sur le commerce)」及び1681年「海事条例 (Ordonnance de la marine)」の二大法典に負うところ多くして、1807年の制定となる⁵。「フランス国家の手による統一的包括的商事立法の端初として特記すべきもの」⁶、また「商事に関する最初の国家的立法として一般商法史上に於ける画時代的業績」⁷さらには「近代商法典の滥觴として商法史上忘るべからざる不滅の地位を占めるもの」⁸なる賛辞をもってかかる二大法典に対する「世界最初の商法典」⁹、「最初の統一的国家商法典」¹⁰なる評価は、わが国商法の淵源のルイ14世二大法典に存することの証となる。

この二大法典のうち1673年の、わが国では商業条例、商業条令、商事勅令、商事法令、商事王令等、多くの略称の散見し得る「商人の商事の関するフランスおよびナヴァルの国王ルイ14世の命令 (Ordonnances de Louis XIV. Roy de France et Navarre, sur le Commerce des Negotians & Marchands)」一以下「商事王令」時には単に「王令」なる略称を使用する一は、立法趣旨への言及をなす前文と全12章122箇条から成り、会計にかかる規定内容として、その第1章第4条において徒弟の必要とする知識の一つに複式簿記・単式簿記による記帳の知識を掲げ、第3章の全10箇条をもって、商人に対する帳簿の備付、帳簿の記載内容・記載様式・公証手続、商業書簡の取扱、財産目録の調整、帳簿・財産目録の提出を、第9章第1条において商人の抗弁権・支払猶予状獲得のための帳簿・財産目録の届出、第11章の3箇条をもって破産者による財産目録・帳簿の提出およびその罰則を定める¹¹。商事王令をして「帳簿と財産目録に関する規定のある世界最初の成文商法」¹²なる指摘の存する所以である。

ここに、わが国商法会計規定の祖型を商事王令における会計規定に見出すを得てさらに、「商法に基づいて成立している会計、すなわち商法会計の単独像を描き出すためには、その法的根拠たる会計に係る商法の規定一会計規定一を考察・分析し、そのような会計規定が全体として何を要求し、そしてそれを何のために要求しているのか、を究明することが不可欠である」¹³との指摘に倣い、わが国商法会計の祖型をなす商事王令上の会計規定にもとづく会計の全貌解明をめざして当王令の会計規定諸条文を手掛かりとすべきも、「商法会計・税務会計などといっても、現実に目にふれ、手にふれることをうるものではない。これらは商法・税法等における会計規定を手がかりに描き出す外はない。しかも商法における会計規定たるや『断片的規定』にとどまりあたかも一つの星座における各恒星のごとくである。これら恒星群の全体をひとは如何にして或る動物・器物の形に見立てることをえたのか、いぶかしく思うが、わが商法会計もかくの如くして目に見えるすがたの与えられる以外にわれわれにその存在を認識せしめる途はない。けだしひとが、其の存在を否認する所以であろう。」¹⁴との指摘のとおり、その全貌を臨むためには、断片的なるをもってする会計規

定の空白部分を埋めることが肝要となる。この点にかかわり、商事王令が「商人法典 (Code Mrchand)」と、またその制定に中心的役割を担ったが故にその名を冠して「サヴァリー法典 (Le Code Savary)」とも称される¹⁵ ことを顧慮する時、王令会計規定の空白部分を補足しその全貌を窺うためにはサヴァリーの著作すなわち所謂「完全なる商人」¹⁶ をたよりとすべきことは言を俟たない。かくして彼の「完全なる商人」における王令布告当時の実務慣習の記述および商事王令そのものへの注釈を拠り所として、商事王令の規定する会計すなわちフランス初期商法会計の全貌に迫るべきことここに明らかとなる。

わが国商法会計の祖型をなす商事王令上の会計規定にもとづく会計すなわちフランス初期商法会計の全貌解明に向けた取組は、すでに商事王令上の会計帳簿規定、破産計算規定を手掛かりとし、サヴァリー「完全なる商人」を拠り所として部分的ではあるものの少なからぬ成果を得てきている¹⁷。そしてここに、その全貌解明にむけて取組むべき残された課題は、商事王令第3章第8条、すなわち

第3章第8条 更に、総ての商人は、6カ月なる同期間に於いて、自署の下に、自らの一切の動産及び不動産並びに債権及び債務の目録を調製し、これを2年毎に照合し更新することを要す。

という条文の規定するところにその片鱗を垣間見ることを得るところの会計、「自らの一切の動産及び不動産並びに債権及び債務の目録 (inventaire de tous leur effets mobiliers & immobiliers, & de leur debtes actives & passives)」すなわち「財産目録」に露呈している会計が如何なるものであるのかという課題である¹⁸。

この条文の規定するところに関連してわが国の従来の研究の多くは「第3章第8条の財産目録規定が財産棚卸および財産目録作成義務を法制化した世界最初のもの」¹⁹ あるいは「財産目録の作成を命じた最初の立法」²⁰ であり「会計史上きわめて大きな意義を有する」²¹との指摘をなし、すでにある程度の研究成果を残す。まず、商事王令第3章第8条の規定内容について、「商業条例はすべての普通商人に対して2年毎に財産目録の作成を義務づけたとはいいうものの、そこにいうところの財産目録がどのような形式や内容を持ち、またそこに記載されている各種財産はどのように評価されるのかといったような問題についてはなにひとつ明示していない」²²、「この商事王令の条文を検討すれば、そこには財産目録の目的や評価に関する明文がなく、また、貸借対照表に関する条文もない」²³ とし、これに続けて、サヴァリーの所謂「完全なる商人」を「本書は条例と表裏一体の関係にある」²⁴ としてこれに着目、この「完全なる商人」によって王令上の「財産目録の内容を補足的に検討する」²⁵ことを試みる。

そして、「完全なる商人」における、王令の規定に関するサヴァリーの注釈内容については「サヴァリーは本書の第1部第4編において、商業条例の財産目録規定に言及して、織物小売商人の財産目録を例示し、さらにその要約としての『貸借対照表』を提示している」²⁶ と、あるいは「彼は、この書物の中で、簿記および財産目録について説明を試みるとともに、貸借対照表の目的についても言及している。かくして彼は法律解釈上商人は隔年ではなく毎年1回財産目録を作成することが望ましいとするとともに、その内容を概括的に、総合表示すべき一覧表を作成しなければならないとしたのである。このような財産目録の一覧表がすなわち決算貸借対照表なのである」²⁷ と、あるいはまた「王令第3章第8条の普通、

財産目録と訳される*inventaire*が王令の起草者、権威ある注釈者サヴァリーによって貸借対照表をも含むものと解釈されていた」²⁸との指摘に至る。

さらに、上記各指摘にみられる貸借対照表すなわち所謂「サヴァリーの貸借対照表」²⁹については、次のごとき本質説明を試みる。「ここでは二つのことに注意しなければならない。一つはこの貸借対照表は資産・負債の実地棚卸、従って財産目録を基礎として作成せられているという事実であり、いま一つはその構成である。即ち貸借対照表は上下二つの部分に分かれ、然も上部は損益計算、下部は財産計算と、上下は相互に独立して別個の計算を行っている」³⁰。あるいは、「そこでは、企業の信用能力ないし担保力を明確にするために、私用資産をも含めた総財産にその計算の基礎を置く損益計算と担保力計算とを同時に行う実地棚卸を前提とする総合貸借対照表ないし全体貸借対照表の作成が要請されることになった」³¹。あるいは更に「サヴァリーにあってはまず期間損益が計算され、ついで私用資産を加えた総資産を計算することによって、担保力をもつ純資産額が計算されている」³²。

以上の見解を要約するならば、通説は、商事王令上の財産目録の要約として所謂「サヴァリーの貸借対照表」が作成され、そこにおいては損益計算と財産計算（純資産計算・担保力計算）とが同時に行われているとしていることとなる。すなわち、通説は、当王令第3章第8条に規定されている財産目録が本質的には決算貸借対照表であり、しかもそこにおいては異なる二つの計算が同時に行われているというものである。とすれば、次のごとき疑問が生じる。果たして一つの貸借対照表においてかくのごとき異なる二つの計算が同時に行われ得るものなのであろうか。かかる問題、「貸借対照表更には企業会計（年次決算）を以て或る目的に対する手段なりとする観点」³³からすれば、貸借対照表という一つの手段は損益計算と財産計算という二つの目的に果たしてよく奉仕し得るものであろうかという疑問となる。目的が異なればその手段も異なるのではなかろうか。手段が異なればその目的もまた異なっているのではなかろうか。

かかる問題意識については、シュマーレンバッハ（Schmalenbach, E.）の次の警句が想起される。すなわち「貸借対照表においては唯一の目的が基調となるべきであり、これによって貸借対照表論および貸借対照表実務は、不明瞭および不確実、矛盾から浄化されねばならない」³⁴、「二元的見解は非科学的である」³⁵と。かかるシュマーレンバッハいうところの「二元論の非科学性」³⁶に基づけば、所謂「サヴァリーの貸借対照表」に関して現在まで為されてきている目的説明は非科学的であるといわねばならぬのではなかろうか。

かくして問題は次のようになる。商事王令第3章第8条にいうところの財産目録とは何であるのか、そして所謂「サヴァリーの貸借対照表」とは一体如何なるものであるのか。

1 大隈健一郎著、商法総則（新版）、有斐閣 1978年、18頁および鴻常夫著、商法総則、弘文堂 1979年、41頁。

2 服部栄三著、商法総則、青林書院新社 1972年、106頁。

3 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏編、新法律学辞典（第2版）「ドイツ商法」、有斐閣 1989年、1041頁。

4 戸田修三他編、改訂商法（総則・商行為）講義、青林書院新社 1979年、25頁。

5 服部栄三著、商法総則（前掲）、91頁および西原寛一著、近代商法の成立と発展、日本評論社 1953年、29・30頁。

6 西原寛一著、近代商法の成立と発展（前掲）、29・30頁。

7 田中耕太郎著、改正商法総則概論、有斐閣 1938年、144頁。

8 佐藤義雄、ルイ14世の商事勅令（同志社論叢、第50号 1935年、1-41頁所収）、4・5頁。

9 戸田修三他編、改訂商法（総則・商行為）講義（前掲）、24頁。

10 戸田修三他編、改訂商法（総則・商行為）講義（前掲）、24頁。

11 この会計規定の全文を示す。邦訳にあたってはでき得る限り原点に忠実なることを心がけた。

第1章 卸小売を為す商人及び徒弟について

第4条 職工親方を志す徒弟は、自らのかかわることを欲する商業にとり望ましい程度に複式簿記及び単式簿記による諸帳簿及び諸記録簿に就いて、為替証書及び手形に就いて、算術法則に就いて、オーヌ尺に関する事柄に、貨幣単位及び重量単位に就いて、商品の寸法及び品質に就いて審問を受けることを要す。

第3章 商品売買業者及び金融業者等商人の諸帳簿及び諸記録簿について

第1条 卸売並びに小売を行う商品売買業者等の商人は、その一切の取引、為替書証、債権及び債務、及び家事費用に充てられた金銭を記載する帳簿を備うることを要す。

第2条 為替及び両替の仲介業者等の商人は、自らにより取引された一切の事項の記載された日記帳を、紛議の際にそれを頼りとするべく備うることを要す。

第3条 卸売並びに小売を行う商品売買業者等の商人の諸帳簿は、商事裁判所在る市に於いては商事裁判官の一人により、またその他の所に於いては市町村の長または市町村の吏員の一人により、無料無税にて最初及び最後の紙葉に署名を受けることを要し、又、商事裁判官又は市町村の長若しくは市町村の吏員により委任された人々の手を以て最初から最後までの全紙葉は、花押が記され、丁数が付されることを要し、最初の紙葉に於いてそれに就いての記載の為されることを要す。

第4条 為替及び両替の仲介業者等の商人の諸帳簿は、商事裁判官の一人により、各紙葉に丁数が付され、署名が為され、花押が記されることを要し、又、為替仲介業者の又は両替業者の姓名に就いて、当該帳簿を日記帳として使用するのか現金出納のために使用するのか、更にそれが第一巻であるのか第二巻であるのかそれ以外の巻であるのかという帳簿の特徴に就いて最初の紙葉に於いて記載の為されることを要し、商事裁判所又は市役所の記録簿にそれに就いての記載の為されることを要す。

第5条 諸日記帳は如何なる空白も無しに、日付の通り順を追って記入され、各項目毎に又その末尾に於いて締切の為されることを要す。又、余白への一切の記入を禁ず。

第6条 商品売買業者並びに為替及び両替仲介業者等の総ての商人は、本王令布告後6カ月以内に、先に命じられたところに従い、署名が為され、丁数が付され、花押が記されたところの新しい諸日記帳及び諸記録簿を調製することを要し、もし希望するならば旧帳簿の抄録を新帳簿に記載することを得。

第7条 卸売並びに小売を行う商品売買業者等の総ての商人は、自らが受信した書簡を束ね、自らが発する書簡の写しを記録簿に記載することを要す。

第8条 更に、総ての商人は、6カ月なる同期間内に於いて、自署の下に、自らの一切の動産及び不動産並びに債権及び債務の目録を調製し、これを2年毎に照合し更新することを要す。

第9条 破産の場合に於ける会社の分割、共有及び相続のためを除き、裁判所に於いては、諸日記帳、諸記録簿、又は諸目録の提示又は提出は要請されることも命令されることも得ず。

第10条 但し、商人が自らの諸日記帳及び諸記録簿を利用することを欲した場合、又は当事者がそれらを証拠として加えることを申し出たる場合には、争点にかかるところをそこから抜粋するべく、その提示は命令されることを得。

第9章 抗弁権及び支払猶予状について

第1条 商品売買業者、金融業者等の如何なる商人も、一般的抗弁権又は支払猶予状の認可を求めようとする裁判所書記局へ、又はもし存すれば商事裁判所書記局さもなくば市役所書記局へ、そのすべての動産及び不動産、債権及び債務の認証された目録を届出ぬ時、及び債権者又はその代理人の要求に反して書簡用副封印捺印済の証明書を添付すべきその諸帳簿及び諸記録簿を債権者又はその代理人に提出せざる時は、自己を守るべき一般的抗弁権又は支払猶予状を獲得することを得ず。

第11章 破産及び詐欺破産について

第2条 破産者は破産者自身による認証の為された、その所有する一切のもの及びその負うている一切のものの目録を債権者に提出することを要す。

第3条 商品売買業者及び金融業者等の商人は、自己の選択に於いて、裁判所書記局へ、もし存するならば商事裁判所書記局さもなくば市役所書記局へ、若しくは債権者に直接手渡すべく、前記第3

章第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条により規定された様式に従い丁数が付され花押が記された其の一切の諸帳簿及び諸記録簿を、更に提出することを要す。

第11条 破産に際し、前記に命令されたことに背き、署名の為され、花押の記されたる諸記録簿及び諸日記帳を提出せざるところの、卸売小売業者、及び金融業者等の商人は、これを詐欺破産者と看做す。

なお、商事王令の会計規定の邦訳紹介、古くは岡田誠一、ルイ14世商業条例中商業帳簿に関する条文（会計、第19巻第4号 1926年、87-92頁所収）、88-92頁、岡田誠一著、簿記会計論攻、中央経済社 1934年、288-294頁、近年においては岸悦三著、会計生成史—フランス商事王令会計規定研究一、同文館 1980年、201-204頁、安藤英義著、商法会計制度論、国元書房 1985年、10-12頁を存する。

- 12 徐龍達、「フランス商事法令」における計算規定の萌芽（会計、第99巻第6号 1971年、67-81頁所収）、69頁。
- 13 日本会計研究学会スタディ・グループ「制度会計の課題と方法」最終報告（1992年）。この研究報告は第49・50・51回全国大会においてなされた。スタディ・グループの主査は吉田威神奈川大教授・倉地幹三明治学院大教授であった。この引用は第51回大会における最終報告書による。
- 14 吉田威著、経営経済的会計の基礎理論、白桃書房 1991年、序iv頁。
- 15 Savary, Philemon Louis, *La vie de Monsieur Savary* (Savary, J., *Le Parfait Negociant ou Instruction general pour ce qui regarde le Commerce des Marchandies de France, & des Pays Etrange*, Paris 1722年 第8版、序文)、頁番号記載なし。
- 16 Savary, J., *Le Parfait Negociant ou Instruction general pour ce qui regarde le Commerce de tout sort de Marchadises, tant de France que des Pays Estrangers*. Paris 1675年 初版（以下においてはこれを「*Le Parfait Negociant* 初版」と略称する）。
- 17 山添、仏国初期商法上の会計帳簿記録の本質—サヴァリー法典に於ける会計帳簿の存在意義解明の手掛りとして—（神奈川大、商経論叢、第24巻第4号 1990年、75-177頁所収）。山添、仏国初期商法上の会計帳簿の存在意義—サヴァリー法典に於ける破産計算の特質—（神奈川大、商経論叢、第27巻第2号 1992年、117-172頁所収）。山添、フランス初期商法上の破産計算の構造—サヴァリー法典会計規定の研究—（松商短大論叢、第42号 1994年、1-63頁所収）。
- 18 山添、フランス初期商法上の破産計算の構造—サヴァリー法典会計規定の研究—（前掲誌所収）、62・63頁。
- 19 森川八洲男、テア・フェーン教授のサヴァリー観—サヴァリー会計研究の一侧面—（明大商学論叢、第52巻第4・5号 1969年、119-146頁所収）、129頁。
- 20 堀江義広、商法上の財務諸表体系とフランス商業条例（大阪市大、経済研究、第58号 1962年、29-49頁所収）、46頁。
- 21 森川八洲男、テア・フェーン教授のサヴァリー観—サヴァリー会計研究の一侧面—（前掲誌所収）、129頁。
- 22 森川八洲男、「完全なる商人」における会計思考の再検討（企業会計、第20巻第12号 1944年、91-98頁所収）、93頁。
- 23 徐龍達、「フランス商事法令」における計算規定の萌芽（前掲誌所収）、70頁。
- 24 堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系（大阪市立大学、経営研究、第59号 1962年、1-23頁所収）、2頁。
- 25 徐龍達、「フランス商事法令」における計算規定の萌芽（前掲誌所収）、70頁。
- 26 森川八洲男、「完全なる商人」における会計思考の再検討（前掲誌所収）、93頁。
- 27 堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系（前掲誌所収）、3頁。
- 28 岸悦三著、会計生成史—フランス商事王令会計規定研究一（前掲）、266頁。
- 29 飯野利夫、貸借対照表（現代会計実務講座、第1巻・財務諸表、春秋社 1950年、75-136頁所収）、86頁。堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系（前掲誌所収）、10頁。安藤英義、商法・商業帳簿規定の変化とその原因（企業会計、第31巻第9号 1979年、153-159頁所収）、157頁。
- 30 飯野利夫、貸借対照表（前掲書所収）、86頁。
- 31 堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系（前掲誌所収）、22頁。
- 32 岸悦三著、会計生成史—フランス商事王令会計規定研究一（前掲）、266頁。
- 33 吉田威、評価論の本質（神奈川大、商経論叢、第12巻第4号 1977年、1-102頁所収）、7頁。
- 34 Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, Leipzig 1926年 第4版、85頁（なお、同書第5版邦訳として、土岐政蔵訳、動的貸借対照表論（上巻）、森山書店 1938年、がある）。
- 35 Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz* (前掲), 85頁。
- 36 Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz* (前掲), 80頁。

II. 商事王令上の財産目録の様式

商事王令第3章第8条は、すべての商人に対して「6ヶ月なる同期間に内に」つまり同章第6条（前節註11参照）と同じく「本王令布告後6ヶ月以内に」その一切の動産・不動産・債権・債務の目録すなわち財産目録を作成し、それを2年毎に照合・更新することを要請している。しかしながら、その具体的な内容については、その記載対象を除けば、その様式、記載方法、作成方法については何等明示していない。そこで既述のごとく、ここでは「完全なる商人」のうちにそれを見出し、商事王令における財産目録の具体的内容を窺うこととする。サヴァリーが「完全なる商人」初版第1編第39章において例示する「模範として役立つ王令に従い二年毎に作成されるべき財産目録の雛形（Formule）」¹は以下のとおり。

A U N O M D E D I E U.

Inventaire general de tous mes effets, tant en marchandise qu'en argent en caisse, dettes actives à moy deües, & dettes passives que je dois, & de mes meubles & immeubles, arrêté le tel jour & an, sçavoir:

Brocards & toiles d'or & d'argent de toutes sortes.

N°

1 Brocard, or & argent,	aun. 19.10. }	aun. 35. +	
2 dit,	aun. 15.15. }	— à 30. l.	L 1057. 10.
3 dit d'argent,	aun. 20.	à 25. l.	L 500.
4 Toile d'argent blanche,	aun. 15.10. }	aun. 38.1.six.	
5 dit argent & bleu.	aun. 12.13.4 }	— à 12. l.	L 338.
6 Moyre or & vert,	aun. 14. 10. }	aun. 27. 4	
7 dit or & noir,	aun. 13. 5. }	— à 10. l.	L 277. 10.
8 Velours violet à fond d'or, aun. 21.	aun. 36. ,		
9 dit à fond bleu,	aun. 15.13.4. }	— à 24. l.	L 880.

Velours plains noirs, & couleurs de toutes sortes.

10 Velours noir trois poils,	aun. 19.10. }	aun. 33. +	
11 dit,	aun. 13.15. }	— à 19. l.	L 631. 15.
			L 3683. 15.
			— — — — —

Pour le montant cy-contre,

L 3683.15.

12	Velours 2. poils noir,	aun. 15. 13. 4. }		
13	dit,	aun. 10. 6. 8. }	aun. 30	
15	dit en 4. morceaux,	aun. 4. 10. }		
		————— à 17. 1.	L 518.	
16	Velours poil & demy noir,	10. 10. à 15. 1.	L 157. 10.	
17	rouge cramoisi , 4. listes.	aun. 17. 13. 4. }		
18	dit,	aun. 14. 10. }	aun. 3. 7. }	
19	dit en trois restes,	aun. 5. 10. }		
		————— à 24. 1.	L 904.	
20	Velours de Gennes vert,	aun. 21. 10. }		
21	dit bleu,	aun. 13. 10. }	aun. 36.	
		————— à 20. 1.	L 60.	

Pannes noires, & couleurs.

22	Panne noire,	aun. 20. }		
23	dit,	aun. 10. 10. }	aun. 35.	
24	dit en 4. morceaux,	aun. 4. 10. }		
		————— à 12. 1.	L 420.	
25	dit rouge cramoisi,	aun. 12. à 15. 1.	L 180.	
26	dit grise ,	aun. 13. }		
27	dit minime,	aun. 15. 10. }	aun. 28.	
		————— à 10. 1.	L 285.	

Satins noirs, & couleurs.

28	Satin noir de Gennes,	aun. 25. }		
29	dit,	aun. 13. 10. }	aun. 38. 10.	
		————— à 8. 1.	L 308.	
30	dit rouge cramoisi ,	aun. 15. à 10. 1.	L 150.	
31	dit bleu,	aun. 10. 10. }		
32	dit vert,	aun. 14. 10. }	aun. 30.	
33	dit en 3. restes,	aun. 5. 10. }		
		————— à 8. 1. 10.	L 259. 5.	
34	dit de Lyon blanc fort,	aun. 22. }		
35	dit bleu,	aun. 15. }	aun. 41.	
36	dit en 4. restes,	aun. 4. 10. }		
		————— à 6. 10.	L 269. — 15.	
			L 7895. — 15.	

Pour le montant de l'autre part.

L 7895. 15.

*Satins façonnez, tant noirs que couleurs,
de toutes sortes.*

37 Satin noir de Lyon façonné	aun. 15. 10.		
38 dit bleu,	aun. 22. 10.		
39 dit blanc;	aun. 9. 5.	aun. 50. -	
40 dit en 4. morceaux,	aun. 3. 10.		
		à 6.1.	L 304. 10.
41 dit fond bleu trois couleurs	aun. 15. 10.		
41 dit feu & vert,	aun. 13. 10.	aun. 51. -	
41 dit aurore, & noir,	aun. 20. 5.		
42 dit en 5. restes,	aun. 2. 10.		
		à 5.1.	L 258. 15.

Tabis plains tant noirs que couleurs.

43 Tabis de Tours noir d'une aune de Large,	aun. 13. 10.		
44 dit,	aun. 15. 10.	aun. 29.	
		à 8.1.	L 212.
45 dit deux tiers, noir,	aun. 17. 15.		
46 dit,	aun. 18. 15.	aun. 39.	
47 dit en trois restes,	aun. 2. 10.		
		à 5.1.	L 195
48 dit couleur de feu, 2. tiers,	aun. 25.		
49 dit incarnadin,	aun. 19. 15	aun. 44. -	
		à 6.1.	L 268. 10.
50 dit bleu,	aun. 21.		
51 dit vert,	aun. 13. 15.		
52 blanc,	aun. 17. 10.	aun. 57. -	
53 dit en 6. restes,	aun. 5. 10.		
		à 5.1.	L 288. 15.
			<u>L 9423. 5.</u>

Pour le montant de cy. contre,

L 9423. 5.

Tabis façonnex, tant noirs que couleurs.

54 Tabis noir broché ,	aun. 10. 13. 4. } 55 dit ,	aun. 14. 6. 8. } _____ à 12. l.	aun. 25.	
56 dit 4 couleurs fond blâc ,	aun. 18.			L 300.
57 dit ,	aun. 13. 10.			
58 dit en deux restes ,	aun. 1. 10.			
	_____ à 13. l.			L 429.
59 dit fond bleu & noir ,	aun. 19. 10.			
60 dit verd & incarnadin ,	aun. 15. 10.			
	_____ à 10. l.			L 350.

Moyres , tant noires que couleurs.

61 Moyre noire ,	aun. 15. 13. 4. }			
62 dit ,	aun. 10. 6. 8. }	aun. 28.		
63 dit en 3. restes ,	aun. 2. 10.			
	_____ à 5. l.			L 142. 10.
64 Moyre cerise ,	aun. 17. 13. 4. }			
65 dit feu ,	aun. 13. 10. }	aun. 41. 2		
66 dit incarnadin ,	aun. 10. 1. 8. }			
	_____ à 7. l.			L 288. 15.
67 dit blanche ,	aun. 13. 6. 8.			
68 dit bleu ,	aun. 10. 17. 6. }			
69 dit verte ,	aun. 9. 15. }	aun. 36. "		
70 dit en cinq restes ,	aun. 2. 2. 6. }			
	_____ à 5. l.			L 180. 8. 4.

Moyres façonnées, tant noires que couleurs.

71 Moyre noire rayée ,	aun. 11. 10. }			
72 dit ,	aun. 12. 10. }	aun. 24.		
	_____ à 6. l.			L. 144
				<u>L 11257. 18 .4</u>

Pour le montant de l'autre part,

L 11257.18.4.

73 Moyre fond aurore,	aun. 13. 13. 4.	} aun. 53. $\frac{1}{4}$
74 dit fond verd,	aun. 5. 10.	
75 dit fond blanc & verd,	aun. 19. 15.	
76 dit en trois restes,	aun. 14. 6. 8.	
<hr/>		à 5. 1. 10. L 292. 17. 6.

Gros de Naples, tant noirs que couleurs.

77 Gros de Naples noir 12. fils,	aun. 20.	} aun. 37. $\frac{1}{4}$
78 dit,	aun. 15.	
79 dit en 3. restes,	aun. 2. 10.	
<hr/>		à 9. 1. L 337. 10.
80 dit olive,	aun. 15. 7. 6.	} aun. 31. $\frac{1}{4}$
81 dit muscq,	aun. 13. 2. 6.	
82 dit en deux restes,	aun. 2. 15.	
<hr/>		à 5. 1. L 218. 15.

Taffetas d'une aune, tant noirs que couleurs.

83 Taffetas noir d'une aune,	aun. 32.	} aun. 54. $\frac{1}{2}$
84 dit	aun. 22. 10.	
<hr/>		à 7. 1. L 381. 10.
85 dit feu,	aun. 25.	} aun. 46. $\frac{1}{2}$
86 dit incarnadin,	aun. 21. 10.	
<hr/>		à 9. 1. L 418. 10.
87 dit bleu,	aun. 17. 10.	} aun. 41. $\frac{3}{4}$
88 dit verd,	aun. 19. 15.	
89 dit en trois restes,	aun. 4. 10.	
<hr/>		à 7. 1. L 292. 5.
<hr/>		L 13199. 5.

Pour le montant de cy-contre,

L 13199. 5

Taffetas de Tours de deux tiers , tant noirs que couleurs.

90 Taffetas 2. tiers noir, 12. fils,	aun. 19. 10.	L 332. 10.
91 dit,	aun. 13. 15. } aun. 33. $\frac{1}{4}$ _____ à 10. l.	
92 dit 8. fils, noir,	aun. 17. 10. }	L 156. 8.
93 dit,	aun. 13. 15. } aun. 31. $\frac{1}{4}$ _____ à 5. liv.	
94 dit,	aun. 17. 10. }	L 149
95 dit,	aun. 15. 10. } aun. 37. $\frac{1}{4}$ _____ à 4. liv.	
96 dit en 3. restes,	aun. 4. 5. }	L 183. 18
97 dit reuge cramoisi,	aun. 21. 10. }	
98 dit incarnadin,	aun. 13. 15. } aun. 36. $\frac{1}{4}$ _____ à 5. liv.	L 278.7. 6
99 dit en 2. restes,	aun. 1. 10. }	
100 dit bleu ,	aun. 27. 15. }	L 189.
101 dit vert,	aun. 24. 10. } aun. 65. $\frac{1}{4}$ _____ à 4. l. 5. f.	
102 dit jaune ,	aun. 13. 5. }	L 86. 5. 6.
103 dit cinq huitièmes, noir,	aun. 21. 10. }	
104 dit,	aun. 29. }	L 136.
105 dit en 4. restes ,	aun. 3. 10. }	
106 Armoisin de Lyon, noir,	aun. 15. 10. }	L 20
107 dit,	aun. 14. 5. } au. 29. $\frac{1}{4}$ _____ à 58. f.	
108 dit feu ,	aun. 22. 13. 4. }	L 108. 6.
109 dit incarnadin,	aun. 17. 6. 8. } aun. 40. _____ à 3. l. 8. f.	
110 dit bleu ,	aun. 15. 13. 4. }	L 15021. 14.
111 dit vert,	aun. 19. 6. 8. }	
112 dit jauue,	aun. 22. 6. 8. }	L 108. 6.
113 dit en 8. restes,	aun. 10. 6. 8. }	
114 Taffetas d'Avignon , noir,	aun. 17.	
115 dit bleu,	aun. 24.	
116 dit gris-de-lin,	aun. 12. 10. }	
117 dit en cinq restes,	aun. 3. 10. }	
	_____ à 38. f.	

Pour le montant de l'autre part,
*Ferrandines, tant noires
que couleurs.*

L 15d21. 14.

- 118 Ferandine noire en $\frac{1}{2}$ aun. de large, aun. 21.
119 dit, aun. 17. } aun. 42. $\frac{1}{4}$,
120 dit en 6. restes, aun. 4. 10. }
————— à 5. liv. L 212. 10.
121 dit verte, aun. 32.
122 dit bleue, aun. 21. } aun. 58. -
123 dit en quatre restes, aun. 5. 10. }
————— à 3. liv. L 175. 10.

*Draps d'Espagne, tant noirs
que couleurs.*

- 124 Drap d'Espagne noir, aun. 17. 13. 4. } aun. 40.
125 dit, aun. 22. 6. 8. }
————— à 30. liv. L 1200.
126 dit, aun. 18. 10. }
127 dit, aun. 14. 10. } aun. 37. $\frac{1}{4}$
128 dit en trois restes, aun. 4. 5. }
————— à 24. liv. L 894.
129 dit musc, aun. 17. 10. }
130 dit verdaste, aun. 13. 10. } aun. 35. $\frac{1}{2}$
131 dit en quatre restes, aun. 4. 13. 4. }
————— à 25. liv. L 891. 13. 4.
132 Drap d'Angleterre, musc, aun. 21.
133 dit aurore, aun. 18. }
dit ventre de biche, aun. 13. } aun. 52.
————— à 20. liv. L 1040.

Draps de France, de Sedan, tant noirs que couleurs.

- 134 Drap noir de Sedan, aun. 26.
135 dit, aun. 14. 10. } aun. 44. $\frac{1}{4}$
136 dit en trois restes, aun. 4. 5. }
————— à 13. liv. L 581. 15.
137 dit gris de Breda, aun. 17.
138 dit musc, aun. 14. 13. 4. } aun. 49.
139 dit brun, aun. 13. 6. 8. }
140 dit en quatre restes, aun. 4. }
————— à 15. liv. L 735.
————— L 20752. 2. 04.

*Pour le montant de l'autre part,
Ratines, tant noires que
couleurs.*

L 20752. 2. 4.

141	Ratine de Rouen noire,	aun. 25. 10.	} aun. 39.	L 312.
142	dit,	aun. 13. 10.		
143	dit nacarat de boure,	aun. 17.	} aun. 38. $\frac{1}{2}$	L 462.
144	dit,	aun. 18.		
145	dit en trois restes,	aun. 3. 10.	} à 12. liv.	L 462.
146	dit de Beauvais, noire,	aun. 14.		
147	dit,	aun. 13.	} aun. 27.	L 162.
148	dit nacarat de boure,	aun. 17.		
149	dit,	aun. 10.	} aun. 28. $\frac{1}{2}$	L 228.
150	dit en 2. restes,	aun. 1. 10.		
151	dit nacarat commun,	aun. 15. 10.	} à 8. liv.	L 190. 10.
152	dit,	aun. 13. 15.		
153	dit en trois restes,	aun. 2. 10.	} à 6. liv.	L 190. 10.

*Revêches, tant noires
que couleurs.*

154	Revêches noires,	aun. 10.	} aun. 39.	L 117.
155	dit grises,	aun. 15.		
156	dit musc,	aun. 14.		

*Camelots d'Hollande, tant
noirs que couleurs.*

157	Camelot noir d'Hollande,	aun. 17.	} aun. 40.	L 220.
158	dit,	aun. 14.		
159	dit,	aun..0.		
160	dit en trois restes,	aun. 3. 10.		
161	dit musc,	aun. 15. 10.	} aun. 42.	L 210.
162	dit feuille-morté.	aun. 12.		
163	dit brun,	aun. 14. 10.	à 5. liv.	L 210.

L 22653. 12. 14.

Pour le montant de l'autre part,

L 22653. 12.4

Camelots de l'Isle.

164	Camelot de l'Isle, noir,	aun. 15.	} aun. 28. à 40. f.	L 56.
165	dit.	aun. 13.		
166	incarnadin,	p. 1.	} p. 3. à 40. l.	L 120.
167	dit,	p. 1.		
168	dit feu,	p. 1.		
169	dit feu,	aun. 13.	} aun. 23. à 40. f.	L 46.
170	dit incarnadin,	aun. 10.		
171	dit bleu,	p. 1.		
172	dit jaune.	p. 1.	} p. 2. à 35. l.	L 70.
173	dit jaune ,	aun. 14.		
174	dit vert ,	aun. 13.		
175	dit en cinq restes ,	aun. 7. 10.	} aun. 34. à 35. f.	L 60. 5.6.

*Baracans tant noirs
que couleurs.*

176	Baracan noir,	p. 1.	} p. 2. à 90. l.	L 180.
177	dit,	p. 1.		
178	dit gris,	p. 1.	} p. 2. à 100. l. p.	L 200.
179	dit musc,	p. 1.		
180	dit noir,	aun. 15.		
181	dit musc,	aun. 13.	} aun. 33. à 4. l. 10. f.	L 148. 10.
182	dit en 4. restes;	aun. 5.		

*Serges de Rome, & Mont-
cayars, noires & couleurs.*

183	Serge de Rome noire ,	p. 1.	} p. 2. à 70. l.	L 140.
184	dit,	p. 1.		
185	dit,	p. 1.	} p. 3. à 60. l.	L 180.
186	dit,	p. 1.		
187	dit,	p. 1.		
				L 23674. 7.10.

	Pour le montant de cy-contre,	L 23674. 7. 10.
188	dit,	aun. 12. 10. }
189	dit,	aun. 13. 10. } aun. 32. -
190	dit en 4. restes,	aun. 6. 10. }
		à 50. f. L 81. 5.
191	dit grise,	aun. 13. }
192	dit musc,	aun. 14. } aun. 27.
		à 55. f. L 74. 5.
193	Mont-cayart noir,	aun. 15. }
194	dit,	aun. 11. }
195	dit en 2. restes,	aun. 7. }
	Ras de Châlons, tant noirs	à 3. l. 10. f. L 115. 10.
	que couleurs.	
196	Ras de Châlons noir,	aun. 20. 10.
197	dit,	aun. 15. 15. }
198	dit en 3. restes,	aun. 4. 10. }
		à 4. l. L 171.
199	dit gris,	aun. 54.
200	dit musc,	aun. 12. }
201	dit en deux restes,	aun. 1. 10. }
		à 3. liv. L 82. 10.
	Serges de Nîmes grises.	
202	Serge de Nîmes meslée de fleuret,	aun. 22. }
203	dit,	aun. 14. }
		à 3. liv. L 108.
204	dit grises,	aun. 23. }
205	dit musc,	aun. 15. }
206	dit en trois restes,	aun. 2. }
	Serges de Londres , tant	à 40. f. L 80.
	noires que couleur.	
207	Serge de Londres noire,	aun. 16.
208	dit,	aun. 13. 10. }
209	dit en trois restes,	aun. 2. 10. }
		à 3. l. 10. f. L 112.
210	dit feu,	aun. 18. }
211	dit,	aun. 10. 10. }
212	dit en quatre restes,	aun. 5. 5. }
		à 4. liv. L 132.
		L 24630. 17. 10.

Pour le montant de cy-contre, L 24630.17.10.

Serges façon de Seigneur, tant noires que couleurs.

- 213 Serge de laine noire, aun. 9. 10. } aun. 23.
214 dit, aun. 13. 10. } à 5. liv. L 115.

215 dit grise, aun. 12. 10. } aun. 30.
216 dit, aun. 14. 10. }
217 dit en deux restes, aun. 3. } à 4. liv. L 120.

*Serges de Chartres, tant noires
que couleurs.*

- 218 Serge de Chartres, noire, aun. 16. }
219 dit bleue, aun. 14. } aun. 42.
220 dit verte, aun. 12. }
_____ à 40. f. L 84

221 Serge façon de Chartres, noire, P. I.
222 dit bleue, P. I. } picce 3.
223 dit jaune, P. I. }
_____ à 25. l. L 75.

224 dit, aun. 11. 10. }
225 dit, aun. 14. 5. } au. 31. 4
226 dit en quatre restes, aun. 6. } à 25. f. L 39. 13. 9.

Basins de toutes sortes.

- 227 Basin de Bruges double, Lyon, p. I. } p. 2.
228 dit, P. I. }
_____ à 18. liv. L 36.

229 dit, P. I. } p. 2.
230 dit, P. I. }
_____ à 17. l. L 34.

231 dit, C P. I. } p. 2.
232 dit, P. I. }
_____ à 16. l. L 32.

233 dit, B aun. 7. } aun. 11.
234 dit, aun. 4. }
_____ à 30. f. L 16. 10.

235 Basin d'Inde, aun. 14. } aun. 29.
236 dit, aun. 15. }
_____ à 3. liv. L 87.

237 Toile peinte des Indes, aun. 14. } aun. 27.
238 dit, aun. 13. }
_____ à 40. f. L 54.

L 25504.37.

Pour le montant de l'autre part.

L 25504. 3. 7.

Toilles de coton, tant noires que couleurs.

239	Toille de coton noire large p. r.	2. p.	
240	dit	p. 1. à 20. p.	L 40.
241	dit étroite verte ayn.	10.	
242	dit jaune	14. 15.	
243	dit blanche	9. 10. au. 42 $\frac{1}{4}$	
244	dit en six restes	8. 10. à 20. f.	L 42. 15.

Somme totale à quoy se monte les march.

L 25586. 18. 7.

Dettes actives, tant bonnes, douteuses, que mauvaises à moy deuës par les cy-après.

Bonnes.

par Jacques	L 300.	
par Pierre	L 4240. 15. 4.	
par Guillaume	L 539. 14. 8.	
par François	L 640. 13. 6.	L 5721. 3

Douteuses.

par Paul	L 700.	
par Dorlat	L 340.	
par Troquer	L 237.	L 1275.

Mauvaises.

par Christophe	L 740.	
par Turin	L 930. 10.	
par Thomas	L 510.	
par Nicolas	L 100.	
par Janot	L 130.	L 2410. 10

Argent en caisse.

L 540. 10. f. à quoy se monte l'argent trouvé en caisse,

L 540. 10.

Sommme à quoy se monte les marchandises, dettes actives, & argent trouvé en caisse

L 35434. 2. 1.

Debtes passives déues aux cy-après.

Argent de deposit.

L 1500. qui m'ont esté mises entre les mains en deposit par Pierre , suivant l'Arrest de la Cour du 2.Mars 1672.

L 1500.

Par obligations & promesses.

A François par obligation d'un tel jour	L 2000	}
A Jacques par promesse d'un tel jour	L 1400.	
A Paul par autre d'un tel jour ,	L 1200.	

L 4600.

Aux Marchands grossiers , & ouvriers sur le livre d'achat.

A Guillaume	L 940. 6.	}
A Nicolas ,	L 1230. 10.	
A François ,	L 1420. 5.	

L 3591.

A mes facteurs , & serviteurs domestiques.

A Thomas pour reste de ses gages jusques à tel jour,	L 200.	}
A la Fleur, mon Lacquais,	L 60.	
A Toinette ma servente ,	L 72.	

L 332.

Somme totales des dettes passives. L 10023. L

Ballance du

Doit tant pour le montant des marchandises, dettes actives à moy deuës (ou à nous deües ,en cas qu'il y ait societé,) & argent trouué en caisse contenus au présent Inventaire,

L 35434. 2. r.

Meubles.

Dix marcs de vaisselle d'argent à 28.

liv. le marc,

L 280. }

Mes meubles meublans par estimation

L 4200. } L 4480.

Immeubles.

Une maison ,size en tel lieu par estimation,

L 15000.

Somme à quoy se montent tous mes effets ,
Surquoy , il faut deduire les dettes passives
deües aux dénommez au présent Inventaire ,

L 54914. 2. r.

L 10023. r.

Partant tous mes effets montent à

L 44891. r. r.

Fait & arresté le présent Inventaire contenant tant de feüillets do
Pierre, en cas qu'il y ait Associez.

present Inventaire.

Avoir pour les dettes passives que je dois (ou que nous devons) contenus au present Inventaire.

L 10023. 1.

Pour mon fond capital, (ou nostre fond capital suivant le traité de nostre société d'un tel jour ,

L 20000.

L 5411. 1. 1. pour solde du present Inventaire, qui est le profit qu'il a plu à Dieu me donner(ou nous donner) depuis le premier jour de Septembre 1672. jusques a ce jourd huy premier Septembre 1673.

L 5411. 1. 1.

L 35434. 2. 1.

papier par moy) ou par nous paraphez , à Paris le 1. Septembre 1673.
Jacques.

X x iii

前節において述べたごとく、わが国の商法の淵源を商事王令に求め、この商事王令にわが国商法における会計規定の祖型を見出すとすれば、ここに示された財産目録の雛形は、わが国商法が昭和49年改正にいたるまでの長きにわたって擁してきた決算財産目録の祖型と見做すことを得る。「古い歴史をもつ財産目録計算のうちにひそんでいた会計的思考はたとえ財産目録計算という形式を失うことがあるとしても、なおもそのもつ精神は失われることはなく、むしろ、近代的会計制度のうちに生きている」²と、さらには「企業会計の歴史と共にみられた財産目録計算、その精神をとり入れているとみられる商法における財産目録中心の財務諸表規定ということもまた、徒らに、会計の近代化という立場からこれを無視するがあってはならない」³との指摘のごとく、商法改正をもってたとえ表現上決算財産目録なる文言が失われたとしても、その重要性は今なお検討に値すると言わねばならない。かかる検討の一助とすべく以下においてその邦訳を示す⁴。

神の御名において

商品ならびに現金、私に支払われるべき債権、および私が支払うべき債務、そして私の動産および不動産について某年某日に締め切られた全財産総目録は以下の如し。

錦織物及び全種類の金糸・銀糸織物

番号

1	錦、金、銀、 同、	19.10. オーヌ 15.15. オーヌ	35オーヌ	
			——単価 30リープル	1057リープル10スー
3	同銀、	20. オーヌ	単価 25リープル	500リープル
4	白銀織物、	15.10. オーヌ	38.1.6オーヌ	
5	同銀と青、	12.13. 4. オーヌ	——単価 12リープル	338リープル
6	木目模様、 金と緑	14.10. オーヌ	27. $\frac{3}{4}$ オーヌ	
7	同、金と黒、	13. 5. オーヌ	——単価 10リープル	227リープル10スー
8	金の地に紫の ビロード、	21. オーヌ	36. オーヌ	
9	同、青の地、	15.13. 4. オーヌ	——単価 24リープル	880リープル

黒無地及び金色のビロード

10	縞糸三本黒 ビロード、 同、	19.10. オーヌ 13.15. オーヌ	33. $\frac{1}{4}$ オーヌ	
			——単価 19リープル	631リープル15スー
				3683リープル15スー

前頁合計について

3683リーブル15スー

12 ビロード、 緯糸 2 本	15. 13. 4. オーヌ	30. $\frac{1}{4}$. オーヌ	
13 同、 同、 4 片	10. 6. 8. オーヌ		
	4. 1. オーヌ		
——— 単価 17リーブル		518リーブル	
16 けばビロード、 半分黒、	10. 10.	単価 15リーブル	157リーブル10スー
17 深紅色、 艶あり 4 つ	17. 13. 4. オーヌ	37. $\frac{1}{3}$ オーヌ	
18 同、 同、 残り 3 つ	14. 10. オーヌ		
	5. 10. オーヌ		
——— 単価 24リーブル		904リーブル	
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	

黒・その他の色のビロード風の織物

22 黒ビロード風、 23 同、 24 同、 4 片、	20. オーヌ 10. 10. オーヌ 4. 10. オーヌ	35 オーヌ	
——— 単価 12リーブル			
⋮	⋮		
——— 420リーブル		⋮	
⋮	⋮	⋮	

黒・その他のサテン

28 ジャンヌ産 黒サテン、 29 同、	25. オーヌ 13. 10. オーヌ	38. 10 オーヌ	
——— 単価 8リーブル			
⋮	⋮		
34 同、 リオン産白、 35 同、 青、 36 同、 残り 4 つ	22. オーヌ 15. オーヌ 4. 10. オーヌ	41. オーヌ	
——— 単価 6リーブル10スー			
——— 269リーブル15スー		⋮	
——— 7895リーブル15スー		⋮	

前頁合計について

7895 リーブル15スー

黒並びに他の色、全種類の飾りつきサテン

37	リオン産、飾り つき黒サテン	15.10. オーヌ	50. オーヌ
38	同、青、	22.10. オーヌ	
39	同、白、	9. 5. オーヌ	
40	同、4片	3.10. オーヌ	
———単価 6リーブル			304リーブル
:			

黒並びに他の色の無地波紋絹織物

43	1 オーヌ幅の全 面黒波紋絹織物、	13.10. オーヌ	29 オーヌ
44	同、	15.10. オーヌ	
———単価 8リーブル			212リーブル
:			
50	同、青、	21. オーヌ	57. $\frac{3}{4}$ オーヌ
51	同、緑、	13.15. オーヌ	
52	同、白、	17.10. オーヌ	
53	同、残り 6つ	5.10. オーヌ	
———単価 5リーブル			288リーブル15スー
			<u>9423リーブル 5スー</u>

前頁合計について

9423 リーブル 5スー

黒並びにその他の飾りつき波紋絹織物

54	錦織の黒波紋 絹織物、	10.13.4. オーヌ	25. オーヌ
55	同、	14. 6.8. オーヌ	
———単価 12リーブル			300リーブル
:			

黒並びにその他の色のモアレ

61	黒モアレ、	15.13.4. オーヌ	28. オーヌ
62	同、	10. 6.8. オーヌ	
63	同、残り 3つ	2.10. オーヌ	
———単価 5リーブル			142リーブル10スー
:			

黒並びにその他の色の飾りつきモアレ

71	縞模様黒モアレ、	11.10. オーヌ	24. オーヌ
72	同、	12.10. オーヌ	
———単価 6リーブル			144リーブ
			<u>11257ルリーブル18スー 4ドウニエ</u>

前頁合計について

11257 リーブル18スー 4ドウニエ

73	深い金色 モアレ、	13.13.4. オーヌ	53. $\frac{1}{4}$ オーヌ
74	同、深緑、	5.10. オーヌ	
75	同、深緑・白、	19.15. オーヌ	
76	同、残り3つ	14. 6.8. オーヌ	

——単価 5リーブル10スー

292 リーブル17スー 6ドウニエ

黒並びにその他の色のナポリ産絹布

77	黒ナポリ産絹布 12枚、	20. オーヌ	37. $\frac{1}{2}$ オーヌ
78	同、	15. オーヌ	
79	同、残り3つ	2.10. オーヌ	

——単価 9リーブル

337 リーブル10スー

:

黒並びにその他の1オーヌ幅タフタ

83	1オーヌ幅 タフタ、	32. オーヌ	381 リーブル10スー
84	同、	22.10. オーヌ	

——単価 7リーブル

381 リーブル10スー

:

87	同、青、	17.10. オーヌ	41. $\frac{3}{4}$ オーヌ
88	同、緑、	19.15. オーヌ	
89	同、残り3つ	4.10. オーヌ	

——単価 7リーブル

292 リーブル 5スー

13199 リーブル 5スー

前頁合計について

13199 リーブル 5スー

黒並びに他の色の縞線2本全タフタ

90	黒縞線2本 タフタ12枚、	19.10. オーヌ	33. $\frac{1}{4}$ オーヌ
91	同、	13.15. オーヌ	

——単価 10リーブル

332 リーブル10スー

:

114	アビニヨン産 タフタ、	17. オーヌ	57. オーヌ
115	同、青、	24. オーヌ	
116	同、亞麻入り 灰色、	12.10. オーヌ	
117	同、残り4つ	3.10. オーヌ	

——単価 38スー

108 リーブル 6スー

15021 リーブル14スー

前頁合計について

15021 リーブル14スー

黒並びに他の色の綿入絹織物

118	半オース幅の黒 の綿入絹織物、	21.	オース	42. オース
119	同、	17.	オース	
120	同、残り6つ	4.10.	オース	

——単価 5リーブル

212 リーブル10スー

:

黒並びにその他のスペイン産羅紗

124 色物イギリス産羅紗

132 黒並びにその他のスダン・フランス産羅紗

134

140

20752 リーブル 2スー 4ドウニエ

前頁合計について

20752 リーブル 2スー 4ドウニエ

黒並びにその他のラチネ織

141 黒並びにその他のルベシュ織

154 黒並びにその他のオランダ産呉紬

157

163

22653 リーブル12スー 4ドウニエ

前頁合計について

22653 リーブル12スー 4ドウニエ

西インド諸島産呉紬

164 黒並びその他のパラカン

176 黒並びその他のローマ・モントケア産サージ

183

187

23674 リーブル 7スー10ドウニエ

前頁合計について

23674 リーブル 7スー10ドウニエ

188 黒並びその他のシャロン産ラー
ニーム・グリス産サージ

196 黒並びにその他のロンドン産サージ

202

207

212

24630 リーブル17スー10ドウニエ

前頁合計について

24630 リープル17スー10 ドウニエ

黒色並びにその他の貴族仕立用サージ

213 黒い毛のサージ、9.10.オーヌ }
214 同、 13.10.オーヌ } 23.オーヌ
———単価 5リープル 115リープル

215 同、灰色、 12.10.オーヌ }
216 同、青、 14.10.オーヌ } 30.オーヌ
217 同、残り2つ 3. オーヌ }
———単価 4リープル 120リープル

黒並びにその他の特權付サージ

218 黒、特權付 サージ、 16.オーヌ }
219 同、青、 14.オーヌ } 42.オーヌ
220 同、緑、 12.オーヌ }
———単価 40スー 84リープル

221 黒、特權付 仕立用サージ、 1.ピエ }
222 同、青、 1.ピエ } 3.ピエ
223 同、黄、 1.ピエ }
———単価 25リープル 75リープル

224 同、 11.10.オーヌ }
225 同、 14. 5.オーヌ } 31.オーヌ
226 残り1/4 6. オーヌ }
———単価 25スー 36リープル13スー 9ドウニエ

全種類のバザン

227 リオン、二枚重ねブルージュ産 バザン、 1.ピエ }
228 同、 1.ピエ } 2.ピエ
———単価 18リープル 36リープル

229 同、 1.ピエ }
230 同、 1.ピエ } 2.ピエ
———単価 17リープル 34リープル

237 インド産染織物、14.オーヌ }
238 同、 13.オーヌ } 27.オーヌ
———単価 40スー 54リープル

25504リープル 3スー 7ドウニエ

前頁合計について

25504リープル 3スー 7ドゥニエ

黒並びにその他、綿織物

239 黒い幅のある 綿織物、 1. ピエ
240 同、 1. ピエ } 2. ピエ

単価 20リープル 40リープル

241 同、幅の狭い縁、 10. オーヌ
242 同、黄、 14. 15. オーヌ }
243 同、白、 9. 10. オーヌ } 42. $\frac{3}{4}$ オーヌ
244 同、残り 6 つ 8. 10. オーヌ }

単価 20スー 42リープル15スー

商品総合計

25586リープル18スー 7ドゥニエ

以下の者によって私に支払われるべき
良質、疑わしき並びに不良債権

良質なもの

ジャックにより 300リープル
ピエールにより 4240リープル15スー 4ドゥニエ
ギオームにより 539リープル15スー 8ドゥニエ
フランソワにより 640リープル13スー 6ドゥニエ }

5721リープル 3スー 6ドゥニエ

疑しきもの

ポールにより 700リープル
ドルラにより 340リープル
トウロクエにより 237リープル }
1275リープル

不良なもの

クリストフルにより 740リープル
トゥランにより 930リープル10スー }
トマスにより 510リープル }
ニコラにより 100リープル }
ルジャノにより 130リープル }
2410リープル10スー

金庫内の現金

金庫に見出される現金は540リープル
10スーに達する、 540リープル10スー

商品、債権、現金が達する合計

35434リープル2スー 1ドゥニエ

以下の者に対し支払うべき債務

預り金

1672年3月2日の裁判所判決に従って
ピュールより預った1500リーブル 1500リーブル

債務・契約によって

某日の債務によってフランソワに対し	2000リーブル
某日の契約によってジャックに対し	1400リーブル
某日の他のものによってポールに対し	1200リーブル
	4600リーブル

仕入帳上の卸売商人、職人に対して

ギオームに対し	940リーブル 6スー
ニコラに対し	1230リーブル 10スー
フランソワに対し	1420リーブル 5スー
	3591リーブル

代理人、使用人、奉公人に対して

某日までの給金残として	
トマスに対し	200リーブル
私の従僕フルールに対し	60リーブル
私の奉公人トワネットに対し	72リーブル
	332リーブル
債務合計	10023リーブル 1スー

当財産目

借方 当目録に含まれている商品、
私に支払われるべき（会社の場合
には我々に支払われるべき）債権、
金庫に見出される現金、

L. 35434. 2. 1.

動 産

1マルク当り28リープルの 銀食器10マルク	L. 280.
見積りによる私の家財	L. 4200.
	4480.

不 動 産

見積りによる某所にある家屋	L. 15000.
私の全財産が達する合計、	L. 54914. 2. 1.
当目録に於ける表示により支払うべき 債務を控除、	L. 10023. 1.
故に私の全財産右の如し	L. 44891. 1. 1.

1673年9月1日 パリにおいて、私により（あるいは我々により）
ピエール、 共同出資者ある場合には、

録の平均

貸方 当目録に含まれている私が支払
うべき（我々が支払うべき）債務につ
いて L. 10023. 1.
私の元入資本について（某日付当社定
款に従い我々の元入資本について）、 L. 20000.
1972年9月1日から本日1673年9月1
日までに神の恩寵により私に与えられ
た（我々に与えられた）利益であり、
当目録の残高について L. 5411. 1. 1.
L. 35434. 2. 1.

花押の記された多数の紙葉からなる当目録は作成され締切られた。
ジャック。

-
- 1 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編331-350頁。
 - 2 山下勝治、財産目録計算の会計思考（企業会計、第4巻第6号 1955年、12-17頁所収）、13頁。
 - 3 山下勝治、財産目録計算の会計思考（前掲誌所収）、17頁。
 - 4 邦訳にあたっては、できる限り原文に忠実なるを心がけた。なお訳文中点線部分は次節以降の検討にとどまることとし、邦訳を省略した。貨幣単位は1.L.（リーブル）が20.s.（スー）に、1.s.が12.d.（ドゥニエ）に相当し、数量単位は1.aun.（オース）が約1.88m、1.p.（ピエ）が約0.352mである。なお、サヴァリーにおけるかかる財産目録の邦訳紹介、岸悦三著、会計生成史—フランス商事王令会計規定研究一（前掲）、279—282頁を存する。

III. 商事王令上の財産目録作成手続

前節に掲げる商事王令第3章第8条にしたがった財産目録の雛形の例示にかかわり、「完全なる商人」初版第1編第38章「最近の王令に従って商人が財産目録を作成するために守るべき秩序について」¹においては、当財産目録の作成手続が詳細に解説されている。ここでは、この解説に基づき、その具体的な作成手続を検討してみることとする。

この作成手続の解説および先の例示に際しサヴァリーは、そのモデルとして織物商人を探り上げているが、それら解説・例示は「如何なる種類の商品であろうとも、それらについて取引を為す総ての種類の商人」²に対しても妥当するとして以下のとく述べる。「財産目録を作成するために前述されたことはすべての商人に対して役立ち」³、また「この財産目録の様式は、金糸銀糸絹糸織物商人、羅紗商人に対してのみならず、サージを商う人々、頭巾靴下等編物類商人、毛皮商人、食料品を商う人々および商品の性質にかかわらず、小売を行う他のすべての商人のごときあらゆる種類の商人に対しても模範となる。なんとなれば、彼らが守らねばならぬ秩序については同じものであるからである。」⁴

すべての小売商人にとって役立つものとしてのサヴァリーの解説は、「商人は自らの営業について充分なる認識を持つために、自らにとって非常に重要な一つのことを守らねばならない。それは自らの全積極・消極財産の総目録を毎年作成することである。」⁵という記述に始まる。ここにおいて「全積極・消極財産の総目録 (Inventaire general de tous leure effets, tant actifs que passifs)」すなわち「財産目録」の作成が「毎年」とされていることには注意を要する。この点についてサヴァリーは「王令に従い少なくとも2年ごとに財産目録を作成することを目論まねばならないが、これは自らの営業において適切に振舞い、自らの取引を良好かつ有利とするに役立つが故に、毎年これを作成することが更に望ましい」⁶と述べる。すなわちサヴァリーは、王令による2年毎の財産目録作成の要請を踏まえた上で、その有用性に鑑みて「望ましい」ものとして毎年のその作成を奨めているのである。

サヴァリーは財産目録作成を年一回としさらにその作成時期にも言及する。「商人がその財産目録を作成するために守るべき第一のことは、目録作成のために自らの取引が余り妨げられぬように年間で取引の最も少ない月を選ぶことである。彼はその月に商品についての全般的認識をなすべく、商品をオース尺により測定するためのより多くの時間を持ち得る。私は8月が最適であると思う。なんとなれば、この時期には取引がほとんどなく、

全種類の商品について通常その販売がほとんど行われないからである。」⁷ ここでは、商品のいわゆる実地棚卸調査、サヴァリーにあってはオーヌ単位により織物を扱う商人がモデルとなっているため、商品の棚卸は財産目録作成日時点に残存している布の長さを実測するという、商品の残存量調査が行われることとなるのだが、この手間を考え、取引量の最も少ない月が財産目録作成のために選定されることになる。ちなみに、サヴァリーの例示している離形の日付は1673年9月1日となっている⁸。

かくしてサヴァリーは財産目録の作成を年一回9月1日付けと定め、これを前提として項目別の記載手続の解説を始める。すなわち、商品の記載にかかわり、その準備段階としての棚卸手続をつぎのように解説する。「彼ら商人の慣れた様式・手法を以て充分な数の札 (billet) を作らせることである。この札には財産目録の閉鎖される年月がまず記入される。たとえば全商品をオーヌ尺により測定するために8月が選ばれるとするならば、それは9月1日に閉鎖され得る。したがって『1673年9月 番』と記される。そしてこのことは財産目録が1673年9月1日に閉鎖されたことを示し、空白となっている番号欄は商品の棚卸しされた順番を示すためのものであり、やがて記入される」⁹、そして「商品の各部分にそれらを取り付けねばならない」¹⁰。更には「すべての種類の商品を一つ一つオーヌ尺により測定し、測定された長さを札に記入する」¹¹ のである。

この商品の実地棚卸、残存量調査と同時に、所謂帳簿の締切が行われる。「商人自らが、あるいは彼が多大の信頼を置く代理人が商品をオーヌ尺により測定すると同時に、彼は自ら、債務抄録帳 (le livre extrait des dettes passives) 上に開設されているすべての勘定を締切らねばならず、仕入先の商人・職人に対して支払うべきものを新勘定に記さねばならない。また同様に、掛売日記抄録帳 (l'extrait du Journal de vente à crédit) を締切り、販売先の人々によって支払われるべきであるものを記さねばならない。」¹² 更に「年間を通して現金帳 (le livre de caisse) において損失がなかったか否かを知るためにこの帳簿を締切り、それについて明らかとするために、金庫内に残っている貨幣を数えなければならない。そこに見出された貨幣について帳簿に記載し、さらにその残高を新勘定に繰越すとともに、目録作成のため財産目録の末尾に記載しなければならない。」¹³

かかる解説から明らかなごとく、各帳簿がここにおいて締切られるが、帳簿の様式および記入手順についてのサヴァリーの解説¹⁴によれば、債務抄録帳には所謂債務者人名勘定が、掛売日記抄録帳には所謂債権者人名勘定が、また現金帳には所謂現金勘定がそれぞれ開設されている。したがってここでは各帳簿の締切によって債務・債権・現金の各帳簿残高が確定されることとなる。さらに現金については、金庫内の貨幣を数えることによって現金の実際残高が明らかとなる。そしてこの現金の帳簿残高と実際残高との比較によってサヴァリー曰く「現金帳において損失がなかったか否か」すなわち現金在高について過不足がなかったか否かが判明するのであるが、ここで銘記すべきは、新勘定に繰越される現金の残高のみならず財産目録に記載される現金の在高もまた実際残高であるということである¹⁵。これに対して、債権債務の各帳簿残高についてはサヴァリーはそれらの新勘定への繰越を勧めてはいる¹⁶ ものの、その財産目録への記載についてはここでは何等言及していない¹⁷。

かくして「月末前四、五日においてすべての帳簿がこうして締切られ、すべての商品がオーヌ尺にて測定された後に」¹⁸、財産目録への実際の記入が始まる。まず、商品にかか

わりサヴァリーは「財産目録への記入を開始したいと思う前夜に店舗の売台の上に商品を並べ、最大の慎重さをもって次のことを始めなければならない」¹⁹と述べ、金糸銀糸織物商人を例にして具体的にその手続を示す²⁰。これを要約すれば、商品を種類・品質別に整理し、各商品の名称（たとえば錦、亜麻布、ビロード、絹布等）および各商品に付されている札に記入済みのその商品の数量（長さ）を財産目録に番号を付しながら順に記載し、同時にその番号を札にも記入していく。したがってここでは商品の名称および数量いうまでもなく実際数量が財産目録に記されることになる。

次に商品の価格が決定されていく。サヴァリーによれば「このためには、商品が有する価値以上にそれを見積もらぬように配慮しなければならない」²¹とし、「この見積もりを正しく行うためには、その商品が新しく仕入れられたものか、あるいは倉庫・店舗に古くからあるものか否かを考慮しなければならない。それが新しく仕入れられた商品であり、製造元あるいは卸売元において価格が下がっていないと判断される場合には、それに原価 (le prix constant) を付さねばならない。もしそれが流行を過ぎ値が下がり始めている商品であり、製造元・卸売元においても同様に5パーセント下がっているらしいと判断される場合には、その原価からその分を引下げなければならない。もしそれが染みの付いた、流行遅れの、全く販売不能の商品であるならば、その原価からその分を著しく引下げなければならない」²²こととなる。

このサヴァリーの解説より、商品の評価すなわち各商品の1オーヌ当りの単価の決定に際し、三つの場合の想定されていることが判る。第一は、財産目録作成時において残存する商品の価格が仕入先すなわち仕入市場において下がっていない場合である。つまり、当該商品の仕入原価と仕入時価との比較において両者が完全に一致するか、あるいは仕入時価が仕入原価を上回る場合、いわゆる 仕入原価≤仕入時価 の場合である。この場合には当該商品の価格として仕入原価が採用されることになる。第二は、残存する商品の価格が仕入市場において下がっている場合、いわゆる 仕入原価>仕入時価 の場合である。この場合には仕入原価よりも低い仕入時価が当該商品の価格となる。第三は、残存する商品の中に品質不良なるものがある場合であり、この場合には、当該商品の仕入原価から品質不良相当分の価格を引下げて当該商品の価格とすることとなる。

以上の商品価格にかかる三通りの場合の考慮を経て、これに基づき決定された商品単価がすでに記載されている商品の名称・数量に対応しながら財産目録に示され、さらにこの単価と実際数量との積として種類ごとの商品の金額が計算されている。そして各種商品の金額はその記載の末尾において加算集計され、商品の総額が財産目録上明らかとなっている²³。

次に、債権が財産目録に記載される。サヴァリーによれば「商品に引き続き債権を記載しなければならない。彼はそれら債権を見積もり、三等級に分けなければならない。第一は當てにし得る完全に請求可能な良質債権、第二は疑わしき債権、第三は失われたと思われ如何なるものも回収可能とはみなされぬ債権である。そしてその総額を瞬時に知るために全等級にわたりそれらを加算しなければならない。」²⁴ この解説より、財産目録に記載される債権の金額が実際調査の結果把握されることは容易に理解される。なんとなれば、財産目録に記載する債権をサヴァリーの勧めるごとく三等級に区分するためには、回収可能性の観点から取引相手の経営状態等を実際に調査しなければならないと推察し得るからで

ある。しかしながら、この解説においては更に次の点に注意を要する。すなわち、債権の回収可能性を考慮して分けられた三つの等級において、第二の等級に属する「疑わしき債権」および第三の等級に属する「不良なる債権」が、第一の等級の「良質債権」と共に財産目録に示されること、のみならず、それぞれの等級に属する債権の金額が各等級を超えて合計され、債権総額として目録上に示されていることである²⁵。

次に、サヴァリーによれば財産目録には「債権に引き続き、金庫内に見出された現金を記載する。」²⁶ 先に現金帳の締切に関連して述べたごとく「金庫内に残っている貨幣を数え²⁷」そして「そこに見出された貨幣について帳簿に記載し、さらにその残高を新勘定に繰越すとともに、目録作成のため財産目録の末尾に記載しなければならない²⁸」のであり、実際調査に基づく現金の金額が目録に示されることになる。

さらに、現金に続いて財産目録に記載される債務についてサヴァリーは次のとく述べる。すなわち「それら債務 (les dettes passives) をまた三つの等級に分けることが必要である。第一に、もし在るならば預り金 (l'argent de depost) を記さねばならない。司法官 (Justice) の命令により、あるいは友人により彼の手中に置かれているもの—それは保管されているが、それについて為されるであろう要求のあり次第まず最初に返却されるもの—であると私は考えている。第二に、商売はしていないが自らの手により利殖をはかっている数人の個人に対して契約および債務によって支払うべき貨幣であり、利子があるならばそれを元金に続けて記載しなければならない。第三に、契約、債務および帳簿に記載されている事項によって取引先商人に対して支払うべき総ての金銭を記載しなければならない。」²⁹ また「財産目録作成の日までの給金として代理人・使用人・奉公人に対して支払うべきものを記載する」³⁰。かかる解説によれば、財産目録に記載される債務には「帳簿に記載される事項」によるもののみならず、それ以外の「契約および債務」、給金³¹の未払による債務もまた存在する。これら債務の把握のためには実際調査が不可欠であることは言うまでもない。

債務の記載に引き続き財産目録には「財産目録平均表 (la balance de l' inventaire)」³²なる表が作成される。この表の作成についてサヴァリーは次のとく解説する。すなわち「最終の項目 (給金の未払による債務—山添) の記されている頁を、そこに借方・貸方 (un debit; & credit) を設けるべく開かねばならず、見開き頁の中央上部に『当財産目録の平均 (Balance du present inventaire)』なる見出しを記さねばならない。借方には (Du coste du debit)、『借方 (Doit)、当財産目録に含まれている商品、私に支払われるべき (会社の場合には我々に支払われるべき) 債権、現金の総額として』という文言を記し、その総てが達する金額を一行に書かねばならない。貸方には (Du coste du credit)、『貸方 (Avoir)、当財産目録に含まれている私の支払うべき (会社の場合には我々の支払うべき) 債務として』という文言を記し、それらが達するところのものを一行に書かねばならない。(そしてその下に一山添)『私の元入資本 (mon fond capital) について』、会社の場合には『某日付け当社定款 (le trait) にしたがい、我々の元入資本について』という文言を記し、それが達する金額を同じく一行に書き、さらに続けて利益あるいは損失を次の要領によって記さねばならない。すなわち『某月一日から本日某月一日までに神の御加護により私に与えられた、あるいは我々に与えられた利益である当財産目録の残高について』という文言を記しその金額を一行に書かねばならない。」³³ また「もし利益のか

わりに損失を見出すならば、平均を為すために以下のことを守らねばならない。すなわち『某月一日から本日某月一日までに神の御意のままに私の為したる、あるいは我々の為したる損失である当財産目録の残高について』という文言を記し、損失の金額を一行に書かねばならない。」³⁴

このサヴァリーの解説を要約すれば、財産目録には債務の記載に引き続き、頁見開き中央上部に「当財産目録の平均」なる見出しを掲げ、その下見開き左側頁を借方として、これまで當目録に記載されてきた、商品・債権・現金を、また右側頁を貸方として債務をその総額とともに表示する。そして更に、貸方には元入資本の金額を記載し、借方と貸方との差引残高としての利益金額を貸方に計算表示することとなる。したがって貸方には債務・元入資本・利益の三項目がそれぞれの金額をもって表示される。「これら三つの金額を合計すれば、借方にもたらされている商品・債権・現金が達する金額と同じ金額となり、かくして財産目録平均表は完成し、これによって商人は、自らが倉庫に商品を、金庫に現金を、また債権をどれほど持っているかを詳細かつ瞬時に、同様に自らが支払うべきもの、元入資本、およびある期の財産目録から次期のそれまでの間に生じた利益あるいは損失を一挙に知悉する。」³⁵

サヴァリーによれば、この「財産目録平均表」が作成された後さらに、動産・不動産の記載が続く。すなわち「王令の要求を満たすために、平均の為された後に、その借方には彼のすべての家財道具 (meubles meublans)、もし幾許かがあるならばダイヤモンド、銀食器、次に彼の不動産 (immeubles) を記載し、そのすべてを合計するために、つまりは彼の全財産 (tout son bien) が達するところの金額を知るために価値 (la valeur) を並べたて記さなければならない。そしてその下に、彼の支払うべき債務の総額を記載し、それを減じなければならない。この減算を為した後にお残っているもの、これが正しく彼が財産として所有しているものとなる。」³⁶

サヴァリーの財産目録作成手続の解説は、動産・不動産の記載を経て最後にこの目録に付すべき署名—王令第3章第8条にいうところの「自署」—にかかる解説に至る。すなわち「平均表、動産、不動産に引き続きその下に、共同の出資者がいない場合は『私によりその総てに花押の記された多数の紙葉からなる當目録は締切られた。私はこれを充分に吟味し、某年某日某所において署名する。以下署名』。また共に出資した二人の商人である場合は次のように記載しなければならない。『以下に署名せる共同出資者たる何某と何某は、我々二人によりその総てに花押の記された多数の紙葉からなる當目録を共に作成し、これを充分に吟味し、某年某月一日某所において連名のうえ署名したことを認める。私の相方についても同様。』以下署名。」³⁷

「以上が、商人が自らの目録を作成するにあたって遵守すべき手法である」³⁸ というサヴァリーの言葉のとおり「最近の王令に従って商人が財産目録を作成するために守るべき秩序について」なる章題をもつ本章の主たる内容はほぼ尽きる。そして、この内容に即して前節に示したごとき具体的な財産目録雛形 (Formule d'Inventaire) の例示へと章がすすむこととなるが、その冒頭部分において、サヴァリーは、この財産目録に付すべき標題について次のように解説する。すなわち「会社を結成している商人たちは以下の要領をもって彼らの財産目録の標題を作成し得る。

神の御名において

共同出資したる我々何某および何某の、商品ならびに現金、
我々に支払われるべき債権、および我々が支払うべき債務に
ついて、某年某日に締め切られた全財産総目録は以下の如し。

会社を結成せず、個人で商売を行っている者は、以下の要領をもって彼の財産目録に標題を付け得る。

神の御名において

商品ならびに現金、私に支払われるべき債権、および私が
支払うべき債務、そして私の動産および不動産について某年
某日に締め切られた全財産総目録は以下の如し。/³⁹

この財産目録標題をもって、商事王令第3章第8条に従った財産目録の構成要素がすべて整うこととなる。すなわち、商事王令の規定する財産目録は、標題に始まり、商品、債権、現金、債務の記載を経て、財産目録平均表における資本の記載と利益の金額の計算表示、動産・不動産の記載、全財産額の計算および債務控除後の財産額の計算表示、そして署名にいたる表であり、この目録作成日において商人が所有する財産の一覧表であることとなる。さらに、その作成日の選定、帳簿の締切り、各記載項目の実際調査等の一連の手続きは、いわゆる決算手続きに何等相違するところはない。したがって、この手続きに基づき作成される財産目録は定期的な（年1回あるいは2年に1回の）決算手続きを経て作成される所謂決算財産目録であると看做さねばならない。果たしてその構造は如何なるものと捉えるを得るか。

-
- 1 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編319-330頁。
 - 2 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編328頁。
 - 3 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編328頁。
 - 4 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編350頁。
 - 5 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編319頁。
 - 6 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編321頁。
 - 7 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 8 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編349頁。
 - 9 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 10 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 11 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 12 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 13 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
 - 14 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編248-297頁。
 - 15 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
 - 16 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 17 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編322頁。
 - 18 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
 - 19 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
 - 20 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323-325頁。

- 21 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編325頁。
- 22 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編325頁。
- 23 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。
- 24 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。
- 25 この点について岸悦三教授は次のように指摘する。「ド・ラ・ポルトの後継者ブーシェは、1789年に至って、はじめて疑わしい債権、不良債権の切捨てを叫んで次のように述べた。『賢明にして、慎重な大商人は不正確なものに基づいて行動してはならないのであって、自己の能力を知悉しようとする場合には、疑わしい債権、不良債権を集計に当って加えてはならないのである。そうではなくて、備忘のために財産目録上に単に記録するに留めるべきである』と。この間一世紀以上の時が流れれたことに注目したい」(岸悦三、1673年フランス商事勅令規定における商業帳簿並びに財産目録について(二・完))(会計、第95巻第3号1969年、74-94頁所収)、81頁)。つまり商事王令布告当時の会計実務にあっては、所謂「債権の貸倒れ」についての考慮はあったものの、財産目録上の債権価額の算定にあたってはその考慮が充分には活かされていなかったと考えなければならない。ここでは、当時の会計実務として、債権の実際調査が行われていたという点にのみ留意したい。
- 26 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。
- 27 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
- 28 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編323頁。
- 29 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。
- 30 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。
- 31 給金については前払への言及もみられる。すなわち、代理人・使用人・奉公人である「彼らが支払われるべき以上に支払いを受け、いくらかの金銭を負うている場合には、それを債権の欄に記載しなければならない。」(Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編326頁。)
- 32 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327頁。
- 33 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327頁。
- 34 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327頁。
- 35 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327頁。
- 36 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327頁。
- 37 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編327・328頁。
- 38 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編328頁。
- 39 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編331頁。

IV. フランス初期商法上の決算財産目録の構造

前節における、財産目録作成手続きの検討から、商事王令の規定する財産目録が所謂決算財産目録なることが明らかとなった。ここでは、その決算財産目録の構成要素をさらに詳細に検討し、商事王令上の決算財産目録の構造解明に迫る。そこで、この各要素をその特徴を付して記述してみると、①財産目録標題；共同出資者が存する会社形態の場合と個人商人の場合とで文言が異なる、②商品；実地棚卸による残存数量の把握および仕入原価と仕入時価との比較による商品価格の決定が行われる、③債権；実際調査に基づく回収可能性の見地からの三段階の分類記載および前払給金の記載がなされる、④現金；実際調査による金庫内の現金が記載される、⑤債務；実際調査に基づく返済優先順位による三段階の分類記載および未払給金の記載がなされる、⑥財産目録平均表；借方には既に記載済みの商品・債権・現金がその合計総額をもって表示、貸方には既に記載済みの債務が総額表示、さらに元入資本がその金額をもって記載され、貸借差額としての利益（損失）金額の

計算表示により貸借合計金額が平均する、⑦動産；貴金属等家財道具の見積額が平均表借方に記載される、⑧不動産；家屋等不動産の見積額が同借方に記載され、平均表の借方総額すなわち商品・債権・現金・動産・不動産の合計をもって全財産の総額が表示、さらにはその下に、平均表貸方既載の債務総額を表示・控除して財産の金額が計算表示される、⑨署名；標題と同様、会社形態の場合と個人商人の場合とで文言が異なる、となる。

以上、標題から署名にいたる全九項目からなる決算財産目録について、その構造を捉えるにあたり、この目録において行われている二つ計算すなわち上記⑥における利益の計算と⑧における財産の計算とに着目する。この二つの計算がいずれも、この目録における記載金額を計算要素として成り立っているからである。サヴァリーの例示する雛形においてもこの両計算が一瞬の下に存する。すなわちそれは、既述のごとく見開き二頁をもって例示されている「財産目録平均表」である。抄訳をもって以下に示す。

当財産目録の平均

借方、当目録に含まれて いる商品、債権、現金	L 35434.2.1.	貸方、当目録に含まれて いる債務	L 10023.1.
		元入資本	L 20000.
動 産		1672年9月1日から	
1 マルク当り28liv.の銀食器		1673年9月1日までの	
10マルク L 280.		利益たる当目録の残高	<u>L 5411.1.1.</u>
家財道具見積り額			<u>L 35434.2.1.</u>
	L 4200. L 4480.		
不 動 産			
某所家屋一軒見積り額	<u>L 15000.</u>		
私の全財産合計	<u>L 54914.2.1.</u>		
当目録上の債務を控除	<u>L 10023.1.</u>		
故に私の全財産合計	<u>L 44891.1.1.</u>		

サヴァリーの例示する全16頁に及ぶ財産目録は、その最終の見開き二頁の中央に掲げられた「当財産目録の平均」なる見出しを付したこの財産目録平均表をもって（厳密に言うならばこの表下部への署名記載をもって）完結する。人はこの見開き頁全体を「サヴァリーの貸借対照表」¹と称し、「サヴァリーの貸借対照表に於いては二つの計算が同時に行われている」²と指摘、具体的には「貸借対照表は上下二つの部分に分かれ、然も上部は損益計算、下部は財産計算と、上下は相互に独立して別個の計算を行っている」³とする。確かに、この見開き頁全体を一枚の計算表と見るかぎりは、異なる二つの計算、損益の計算と財産の計算とが同時に行われていることに疑問の余地はない。況してや両計算の計算過程においてこの表の借方「商品・債権・現金」総額が、共通の計算要素として存することは、この指摘の決定的根拠であるとも考えられる。果たしてこの二つの計算は、一表において共存し得るものなのであろうか。

すでに前節において検討したごとく、財産目録平均表には「利益あるいは損失を次の要

領によって記さねばならない。すなわち『某月一日から本日某月一日までに神の御加護により私に与えられた、あるいは我々に与えられた利益である当財産目録の残高について』という文言を記しその金額を一行に書かねばならない。また、もし利益のかわりに損失を見出すならば、平均を為すために以下のことを守らねばならない。すなわち『某月一日から本日某月一日までに神の御意のままに私の為したる、あるいは我々の為したる損失である当財産目録の残高について』という文言を記し、損失の金額を一行に書かねばならない。」というサヴァリーの解説は、利益（損失）の計算とその記載によって、この平均表の借方と貸方がその合計額において平均し、この平均すなわち一致をもって「財産目録平均表は完成する」のであった。さらにこの後に続く動産・不動産の記載についての「王令の要求を満たすために、平均の為された後に、その借方には彼のすべての家財道具、もし幾許かがあるならばダイヤモンド、銀食器、次に彼の不動産を記載する」という解説に明らかなるごとく、動産・不動産の記載は「平均の為された後に」したがって平均表が完成した後に行われることとなる。また、財産目録に付すべき署名についての解説の冒頭では「平均表、動産、不動産に引き続きその下に」署名が為されるとも明言する。以上要するに、サヴァリーの解説に忠実に従えば、「財産目録平均表」と「動産・不動産の記載」はそれぞれが独立したものと考えなければならぬこととなる。

このことは、財産目録標題中に見られる「動産・不動産」の文言にかかるサヴァリーの解説においてさらに明確となる。財産目録の標題についてサヴァリーは、次の二つの場合を例示していた。

神の御名において

共同出資したる我々何某および何某の、商品ならびに現金、
我々に支払われるべき債権、および我々が支払うべき債務に
ついて、某年某日に締め切られた全財産総目録は以下の如し。

神の御名において

商品ならびに現金、私に支払われるべき債権、および私が
支払うべき債務、そして私の動産および不動産について某年
某日に締め切られた全財産総目録は以下の如し。

この二種類の標題は、前者が会社形態をとる商人の財産目録に付されるべき標題であり、後者は個人で商売を営む商人の財産目録標題である。それらの文言の相違について、サヴァリーは重大な指摘をなす。「王令第3章第8条によって、総ての動産・不動産の目録が作成されねばならないと命じられている。この故に、共同出資者なしに個人で商売を行う者は財産目録標題において総ての動産・不動産に言及しなければならない。二人の共同出資者による財産目録標題において私が動産・不動産について言及しなかったことには注意を要する。彼らの会社はただ商品という事実に関してのみ存在しているにすぎず、共有ではない動産・不動産について存在するものではないからである。それらは財産目録には記載されず、よってその標題においてもそれらに言及することは必要ではない。したがって、王令の要求を満たすためには共同出資者各人が個々別々に動産・不動産目録（*l' Inventaire de leurs meubles & immeubles*）を作成しなければならない。」⁴

この解説によれば、会社の財産目録と個人商人の財産目録には、動産・不動産の記載にかかわり重大な相違が認められる。前者にあってはその記載がなく、後者にはそれがあるということであり、さらにはその動産・不動産が「共有ではない動産・不動産」すなわち個人の財産たる動産・不動産であるということである。換言すれば、会社の財産目録には社員個人の動産・不動産は記載されず、個人商人の財産目録にはそれらも記載されるということである。また、会社にあっては王令の要求を満たすために、会社の財産目録とは別に社員各自の個人の動産・不動産目録がそれぞれの社員によって個人的に作成されるのである。

すでに見てきたとおりサヴァリーは、王令にしたがった財産目録の作成手続の解説、その雛形の例示にあたり、常に二通りの場合を想定してきている。すなわち財産目録作成者が個人商人たる場合とそれが会社形態をとる二人の社員からなる場合とである。そこでこの点を考慮しつつ財産目録の雛形をみると、サヴァリーがこの例示をもって個人商人と会社の両者に役立つ財産目録の例示を意図していることが理解される。しかしながら、この例示には個人の財産としての動産・不動産の記載がある。かかる動産・不動産が個人商人の財産目録においてのみ記載され、会社の財産目録にはこの個人の動産・不動産は記載されず、それについてはそのための目録が別に作成されることは既に指摘した。したがってサヴァリーの例示する雛形のこの部分に関しては個人商人の財産目録の例示であり、会社の財産目録雛形としてみるために、その動産・不動産の記載部分を除いて考えることとなる。ところが、動産・不動産の記載を除いた会社の財産目録はそれだけでは王令の規定内容を満足させるものではなく、その動産・不動産についてはそれ専用の「動産・不動産目録」が作成されることとなる。とすれば、サヴァリーの例示している財産目録雛形を会社の財産目録のそれとしてみる場合には、そこに示されている動産・不動産記載部分は会社社員個人が各自に作成するべき「動産・不動産目録」雛形の例示と看做さねばならぬこととなる。

かくて、商事王令第3章第8条により規定されている決算財産目録すなわちフランス初期商法上の決算財産目録について、サヴァリーによるその雛形の例示・その作成手続の解説から、次のことが明らかとなる。すなわち、この決算財産目録にはまず、実際調査に基づき財産目録作成日すなわち決算日時点において残存する営業上の商品・債権・現金・債務がそれぞれの金額を付して記載されている。次にこの記載に続けて、更に元入資本の金額を追加記載し、利益（損失）を計算して財産目録平均表が作成される。最後に、個人商人の場合にはこの財産目録平均表の下部に商人個人の動産・不動産がその見積額を付して記載される。会社の場合には、社員各自の個人の動産・不動産目録が会社の財産目録とは別に個人的に作成される。かくして、商品・債権・現金および債務を纏めて営業財産と称するならば、商事王令上の決算財産目録は、個人商人、会社を問わず⁵、実質的には、「営業財産目録」、「財産目録平均表」、「個人動産・不動産目録」の三表から構成されていると考えることを要する。

以上の検討結果に基づけば、本節冒頭に示した、通説にいうところの所謂「サヴァリーの貸借対照表」は、その見開き二頁をもって示される全体を最早一表と見ることはできない。この見開き頁はそれぞれに独立した二表、すなわち「財産目録平均表」と「個人動産・不動産目録」と考えなければならない。その抄訳あえて示せば次のとし。

(財産目録平均表)

当財産目録の平均

借方、当目録に含まれて いる商品、債権、現金	L 35434.2.1.	貸方、当目録に含まれて いる債務	L 10023.1.
		元入資本	L 20000.
		1672年9月1日から	
		1673年9月1日までの	
		利益たる当目録の残高	L 5411.1.1.
			<u>L 35434.2.1.</u>

(個人動産・不動産目録)

当目録に含まれている商品、債権、現金	L 35434.2.1.
動 産	
1マルク当たり28liv. の銀食器	L 280.
家財道具見積り	L 4200. L 4480.
不 動 産	
某所家屋一軒見積り額	<u>L 15000.</u>
私の全財産合計	<u>L 54914.2.1.</u>
当目録上の債務を控除	<u>L 10023.1.</u>
故に私の全財産合計	<u>L 44891.1.1.</u>

この二表それぞれにおいては以下の計算式が成り立つ。

「財産目録平均表」： 商品・債権・現金 = 債務 + 元入資本 + 利益

「個人動産・不動産目録」： (商品・債権・現金 + 動産+不動産) - 債務 = 財産

財産目録平均表上の計算についてはサヴァリーの解説のごとく、借方すなわち左辺と貸方すなわち右辺との合計額の平均すなわち一致は利益金額の計算をもって最終的に成り立つ。したがって、実質的にはここに行われる計算は、

「財産目録平均表」： (商品・債権・現金) - (債務+元入資本) = 利益

と考えるべきこととなる。また損失となる場合には、当該平均表上「商品・債権・現金 + 損失=債務+元入資本」が成立し、実質的には「(債務+元入資本) - (商品・債権・現金) = 損失」という計算が行われることとなる。また、個人動産・不動産目録上においては、営業上の商品・債権・現金に個人所有の動産・不動産が加算され、積極財産としての総財産が算出され、そこから消極財産たる債務を控除することによって、正味の財産すなわち所謂純財産が計算されている。要するに「財産目録平均表」においては、貸借平均をなすべく「利益(損失)」が計算され、「個人動産・不動産目録」においては「純財産」が計算されることとなり、異なる二表において異なる計算が別々に行われているのである。

とすればこの二表に対して残る一表「営業財産目録」とは如何なるものなのであろうか。財産目録平均表、個人動産・不動産目録におけるそれぞれの計算式から明らかにごとく、両計算は「商品・債権・現金」および「債務」という共通の計算要素を存し、それら各要素は、当該平均表上、当該目録上における文言すべてに「当目録に含まれている」なる記

述がある。つまり、この各計算要素はすべて営業財産目録上の記載に基づくものであると考えなければならない。とするならば、営業財産目録は他の二表に対して計算要素を提供するという役割を持ち、このために、商品・債権・現金および債務という営業財産の計算を行っているのである。

かくして、フランス初期商法上の決算財産目録は、営業財産目録、財産目録平均表、個人動産・不動産目録の三表からなり、営業財産目録においては決算日時点に残存する営業上の商品・債権・現金・債務すなわち営業財産を記載してその総額を計算し、財産目録平均表においては損益を計算し、個人動産・不動産目録においては純財産を計算している。しかもそこでは、営業財産目録が、財産目録平均表と個人動産・不動産目録にとって必要不可欠な計算要素たる商品・債権・現金および債務を提供している。換言するならば、財産目録平均表上の損益計算、個人動産・不動産目録上の純財産計算にとっては、営業財産目録上の営業財産計算が常に前提となる。かかる関係をもってこの三表は有機的に結び付いているのである。この有機的関連が正に商事王令の規定する財産目録すなわちフランス初期商法上の決算財産目録の構造なのである。

問題の提起

フランス初期商法は商人に対して決算財産目録の作成を義務付け、この財産目録において損益計算と純財産計算とを要請する。この要請に従う商人は決算時点において、営業財産目録、財産目録平均表、個人動産・不動産目録を作成し、そして、財産目録平均表において営業財産目録上の営業財産に元入資本を加味して損益を計算、個人動産・不動産目録においては同じく営業財産に個人財産を加味して純財産を計算する。今ここに再び「企業会計（年次決算）を以て或る目的に対する手段なりとする観点」⁶に立てば、財産目録平均表は損益計算を目的とした手段であり、個人動産・不動産目録は純財産計算を目的とした手段であることとなる。果たして、この二つの計算が共に必要とされる理由は何であるのか。たとえ二つの計算が財産目録平均表と個人動産・不動産目録という二表において別々に行われていようとも、この両表の組み入れられた決算財産目録なる計算表においては、この二つの計算を共に支配する統一的な目的が必ず存在している筈である。この決算財産目録が「自らの営業において適切に振る舞い、自らの取引を良好かつ有利とするに役立つ」⁷ かぎり、そこには必ず統一的目的が存在している筈である。損益計算と純財産計算を共に必要とする、フランス初期商法上の決算の統一的目標とは一体いかなるものであろうか。今後において解明を要する大きな課題である⁸。

1 飯野利夫、貸借対照表（前掲書所収）、86頁。堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系（前掲誌所収）、10頁。安藤英義、商法・商業帳簿規定の変化とその原因（前掲誌所収）、157頁。

2 安藤英義、商法・商業帳簿規定の変化とその原因（前掲誌所収）、157・158頁。

3 飯野利夫、貸借対照表（前掲書所収）、86頁。

4 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編 331・332頁。

5 たとえ個人商人であっても、所謂「企業と家計の分離」を考慮すべきであり、営業上の財産目録と個人の財産目録とは分離すべきであるという観点から、ここでは敢えて個人商人の決算財産目録についても三表とした。

6 吉田威、評価論の本質（前掲誌所収）、7頁。

7 Savary, J., *Le Parfait Negociant* 初版、第1編321頁。

8 商事王令上の決算財産目録における利益については「それは営業純益とみなすことは出来ない」(堀江義広、サヴァリーの財務諸表体系(前掲誌所収)、17・18頁)、あるいは「今日われわれが貸借対照表利益(bilanzmässiger Gewinn)と称するものとは異なるものである」(飯野利夫、貸借対照表(前掲書所収)、87頁)と、また財産については「理論上厳密な意味では、正確な『財産』を表さない」(森川八洲男、テア・フェーン教授のサヴァリー観—サヴァリー会計研究の一侧面(前掲誌所収)、137頁)という指摘がある。果たして、かかる否定的なる表現によるその説明によって利益あるいは財産の本質は明らかとなっているのであろうか。利益が営業純益ではなく、貸借対照表利益とは異なり、財産が正確な財産を表わさないとするならば、それらは一体如何なるものと説明できるのであろうか。利益および純財産の両本質説明を帰結し得る決算目的観の発想が残された課題である以上、かかる本質の解明が大きな手掛かりとなることは言を俟たない。